

2020年10月2日

外務大臣  
茂木敏充様

—第75回国連総会第1委員会と2020年NPT再検討会議を前に—  
被爆国の使命を果たすために  
核抑止力依存政策の根本的再検討を求める要請書

NPO 法人ピースデポ

代表 湯浅 一郎  
特別顧問 梅林 宏道

被爆75年、核不拡散条約(以下、NPT)発効から半世紀というメモリアルな2020年は、COVID-19 新型コロナウイルスの世界的蔓延が続き、国際社会、日本社会全体が困難に直面しています。コロナ禍は、核兵器を初めとした軍事力が「人間の安全保障」に全く役に立たないことを浮き彫りにし、軍事費よりも人間の安全保障への投資の重要性が明確になっています。

しかし、私たちが取り組む核軍縮を巡る世界の情勢は、それとは逆の方向に進んでいます。INF全廃条約の破棄に示される米国の軍拡政策と米ロの軍備競争の激化、さらには米国と中国の対立が生む、とりわけアジアにおける軍事的緊張の高まりなど、状況は深刻です。さらに、核兵器の戦術使用の敷居が低くなり、私たちはかつてない核戦争の脅威に直面しています。

一方で、2017年に採択された核兵器禁止条約は、84か国が署名、45か国が批准し(20年9月21日現在)、早い時期における発効の期待が高まっています。その時、核兵器を非合法化し禁止する国際法が初めて存在することになります。また、2018年の米朝、南北の首脳合意は朝鮮半島の緊張緩和に大きく貢献し、今後進むべき方向にも基本合意しました。その後、関係国の交渉が行き詰まっているとはいえ可能性の窓は開き続けています。

こうした情勢の中で、延期されていた2020NPT再検討会議が2021年1月に開催予定とされ、それに備える機会となる第75回国連総会第1委員会がまもなく始まります。

この機会をとらえて、ピースデポは、日本が被爆国としての使命を果たすために、核抑止力依存政策の根本的再検討を求めて、以下の要請を致します。

(1) 核兵器禁止条約(以下TPNW)への原則的支持の表明

日本政府は、2017年から3回の国連総会に提出した日本決議においてTPNWに全く触れる

ことなく、無視を続けてきました。

ところが、尾身朝子外務政務官（当時）の最近の発言（添付）によると、「唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を知る我が国は、核兵器のない世界へ向けた国際社会の取り組みをリードしていく使命を有している」、「核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶というゴールは我が国も共有している」と述べ、しかし、「核兵器禁止条約は…我が国のアプローチと異なるものである」と述べています。

私たちは、米国の拡大核抑止力に依存する現在の日本の安全保障政策は、TPNW 第 1 条 (e) 項で禁止されている、核兵器の保有や使用の奨励 (encourage) や誘導 (induce) に当たるものであり、現政策のままでは禁止条約に参加できないと理解しています。その意味で、日本政府は TPNW への加盟を各国に促すアプローチは取れないと考えられます。

しかし、一方で、安倍首相の広島、長崎の式典あいさつにあるように、日本政府は繰り返し「立場の異なる国々の橋渡し」に努めると主張してきました。可能であれば、それは歓迎すべきことです。

これらの日本政府の基本姿勢を踏まえて、以下のことを要請します。

#### **要請項目**

1. 現時点における日本の加盟は困難であると表明しつつも、日本が TPNW と最終目標を共有していること、TPNW を推進する非核保有国を含む各国との橋渡し役を果たす方針を掲げていること、を考えると、日本政府が TPNW への原則的支持を表明することは、当然のことと考えられます。国連総会「日本決議」や NPT 再検討会議の場で、このような原則支持の表明を行ってください。

2. TPNW 発効から 1 年以内に開かれる第 1 回締約国会議に、少なくともオブザーバーとして参加して下さい。上記と同じ理由で、現政策の下で可能なことです。

3. 将来の TPNW 参加のために米国の拡大核抑止への依存から脱する努力として、北東アジア非核兵器地帯の設立を真剣に検討して下さい。

#### **質問項目**

1. 日本政府が TPNW への原則的支持を表明したとき、橋渡しの障害になる具体的な事例がありますか？あれば教えて下さい。

#### **(2) 核軍縮の停滞を打破するための核兵器国への要求**

トランプ政権の米核態勢見直し (NPR) によって、低威力核弾頭や新型巡航ミサイルの開発が始まり、新型核兵器は製造しないとしていた米政策が覆りました。潜水艦発射の低威力弾頭はすでに配備が始まりました。米国の INF 全廃条約からの離脱で同条約は失効し、中距離核戦力の新たな開発が活発になっています。ロシアは、米国が 2002 年に ABM 条約から脱退し、弾道ミサイル防衛 (BMD) 体制構築を打ち出して以来、MD を打ち破る極超音速兵器を含む核兵器の開発を継続しています。

米ロ間で現在維持されている新 START 条約も 2021 年 2 月には失効し、両国の信頼関係の最

後の砦ともいえる検証体制が終わる危険が迫っています。新STARTの延長と今後の米ロ間の軍備管理・軍縮交渉についての協議が進行中ですが、米国は新START延長の条件として中国の参加を要求していると伝えられています。将来の課題として中国の参加は望ましいことですが、それを条件にするのは米国が延長しない口実のために中国を持ち出していると考えられます。

NPT再検討会議において核軍縮における前進を図るためには、世界の核弾頭の9割を保有する米ロが、まず軍備競争を止め、軍縮協議のテーブルにつくことが必要です。そこで、以下、要請します。

### 要請項目

1. 米国とロシアに対して、新 START の 5 年間延長に至急合意するよう、「日本決議」および NPT 再検討会議において強く要求して下さい。
2. INF についてのアジアにおける軍備競争が懸念されます。米国と中国には西太平洋における緊張緩和と軍縮に関する対話をするよう日本政府の行動を求めます。南シナ海における日本の軍事的プレゼンスを高めることは、それに逆行する行動であり、自制を強く求めます。

### (3) NPT 再検討会議での合意の履行について

政府は、発効から半世紀となった NPT が核軍縮や核不拡散に果たしてきた役割は極めて大きいとし、「全ての NPT 締約国が NPT 上の義務を履行し、1995 年、2000 年及び 2010 年の再検討会議で合意したコミットメントを実施することは不可欠である」（第 10 回 NPDI 外相会議共同声明、2019 年 11 月 23 日）としています。しかし、今日、核兵器国、とりわけ米国やロシアは、核兵器の有用性を当然のように口にし、NPT 第 6 条や過去の NPT 合意に明確に反する行為を平然と行っています。代表例としては、以下のような明白な違反があります。

- ①**米国の INF 全廃条約からの離脱** 軍縮合意の原則の一つである「不可逆性の原則」に反します。そもそも INF は、前文において「NPT 第 6 条の下における義務に留意」している通り、第 6 条義務の履行の一つであったのです。
- ②**新型核兵器の開発、配備** 上記のように米国とロシアは公然と新型兵器の開発を競っています。これは 2010 年に合意した行動計画における**行動 3**「配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減の努力」に違反します。新しい種類を作ることはそもそも前提的に許されていません。
- ③**核弾頭数の増加** 核兵器国の中で唯一明確になっている中国の核弾頭数の増加は、2010 年行動計画の**行動 3**（上記）及び**行動 5 a**「あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう」に違反します。

こうしたことを踏まえて以下、要請します。

### 要請項目

1. 過去の NPT における全会一致の国際合意が破られていることを、具体例を挙げて示

し、NPT 体制そのものの信頼性の低下を招いていることを、「日本決議」において指摘して下さい。その上で、過去の合意の履行を改めて訴えて下さい。

2. NPT 再検討会議において過去の合意の履行状況を各国が提出することが義務付けられました。しかし、明確な違反を具体的に指摘し対策を協議するシステムができていません。次の再検討会議において、日本はこのようなシステムの必要性を述べ、可能ならば具体案を提案して下さい。

#### **質問項目**

1. 上記に示した違反例①～③について、日本政府は合意違反だと認識されますか？政府の認識をお教えてください。

#### **(4) 第 75 回国連総会に提案するいわゆる「日本決議」について**

昨年の日本決議 74/63「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」において、政府は 1994 年以來の「日本決議」を一変させました。歴代の日本決議は、必ず前文において前年の決議を想起し、その蓄積の上に新しい決議内容を書いていましたが、昨年の決議はそれを止め、過去と切断了新決議としました。

決議を一新すること自体は、悪いことではありません。

しかし、私たちは昨年の決議は、それまでの決議よりも大きく後退したと評価せざるを得ません。主文第 3 節で 6 項目の「共同の行動方針」を示しました。6 項目とは、a) 核兵器国に透明性と相互信頼を高める措置を求める、b) 誤算や誤解による核爆発のリスク低減、c) FMCT 成立への取り組み、d) CTBT 成立への取り組み、e) 核軍縮の検証、f) 軍縮・不拡散教育です。

この 6 項目は、現在進行中の危険な動向と核戦争の危機——核兵器の有用さを公然と主張したり、競争相手国を名指しして軍拡競争を公言し、新しい核兵器の開発と次世代兵器に巨額を投資したり、核兵器の戦術使用をほめかしたりする現状に対して、目を背けていると言わざるを得ません。このように後退したのは、米国のトランプ政権の政策に引きずられた結果ではないかとすら、私たちの目には映ります。

被爆国の日本政府としては、核兵器の非人道性を強調し、現在の危険を訴え、核軍縮への流れを再生することへの強い訴えをすることが求められていると思います。

そこで以下を要請します。

#### **要請項目**

1. 2019 年の「日本決議」を踏襲するのではなく、悪化している現状を踏まえ、現状改善を強く訴える「日本決議」を目指して下さい。具体的には、「核兵器使用の壊滅的人道上の結末」を強調すること、NPT 再検討会議の合意の通り「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を改めて行う」こと、米ロが新 START の延長に合意し、さらなる削減に向けた交渉を行うこと、を最低限の必須要件として下さい。

2. 来年予定の NPT 再検討会議においては、過去の合意の順守を再確認し、さらに進んだ核

軍縮への具体的合意に達するよう全ての国が努力する旨、日本決議で誓約して下さい。

3. 平時における事故や偶然の出来事での核兵器爆発を避けるために、米口の警報即発射態勢の解除を求めて下さい。

### (5) 朝鮮半島情勢への日本の関与と北東アジア非核兵器地帯

2018 年以來、米朝、南北の首脳合意によって朝鮮半島情勢が平和と非核化に向かって好転したことは、冒頭に述べたとおりです。交渉は膠着状態が続いていますが、合意の枠組みは維持されています。

首脳合意は、国連安保理の制裁決議では前進が得られなかった状況に、突破口を開いた点を忘れてはなりません。制裁の維持・強化という方法とは異なる解決の道が、シンガポールでの米朝合意と 2 回の南北首脳合意によって開かれたのです。日本はこれらの合意を歓迎していますが、合意の実現は地域の平和と安定のみならず、日本にとっても好ましいことであり、日本の貢献が求められています。とりわけ、米朝協議の前進が重要であり、シンガポール合意の履行について、日本政府は積極的に米国に進言すべき状況にあります。

米朝協議の前進には、相互の信頼醸成が必要であり、そのためには、米国と北朝鮮がシンガポール合意において相互に負っている義務を段階的に履行するプロセスが必要です。具体的には米国は安全の保証の履行、北朝鮮は完全な非核化の履行を一步一步進めることが必要です。安全の保証の一部として朝鮮戦争の終結宣言や経済制裁の緩和などがあり、非核化の一部として寧辺の核施設の検証を伴う凍結、全ての核施設の申告などがあるでしょう。

また、朝鮮半島の完全な非核化は、日本の非核三原則とリンクさせた日本も含めた北東アジア非核化を追求することでより安定的なものになります。それを提案することで、日本が 2018 年以後の情勢をより良い方向に牽引する当事者として積極的な役割を演じることができると思います。

日本政府が北東アジア非核兵器地帯を打ち出すことは、拡大核抑止力に依存する政策を克服することにもなり、前述した通り、日本が TPNW に参加することも可能になります。

そこで、以下を要請します。

#### 要請項目

1. 日本は、シンガポール合意の履行のためには米朝が段階的な履行を通して相互信頼を高めることが必要であることを米国に対して進言して下さい。
2. 日本は、敵視政策ではなく、北朝鮮との対話と相互信頼を築くという政策意思を示すシグナルとして、まず、国連安保理決議と無関係な日本独自の制裁を段階的に緩和する意思表示をして下さい。国連や NPT 会議でもその方向を表明して下さい。
3. 日本政府は北東アジア非核兵器地帯の設立意思を表明することによって、朝鮮半島非核化プロセスに積極的に関与して下さい。その方針を国際会議の場で発信して下さい。

以上